

NPO 法人練馬家族会

特定非営利活動法人 練馬精神障害者家族会

2017 年 10・11 月号

発行元：NPO 法人練馬家族会事務局 〒176-0002 東京都練馬区桜台 1 丁目 6-3 吉村ビル 303

URL: <http://www.nerima-kazokukai.net/> Tel&Fax.No.: 03-3994-3382 E-Mail: info@nerima-kazokukai.net

当会では、精神障害者が共に普通に暮らしていける地域社会の実現を目指しています。
家族の思いを分かちあう交流会、および勉強会、一般の方々の理解と協力を得るための活動、障害者がより質の高い生活を送るための支援などをおこなっています。

—皆さまのご参加をお待ちしています—

- 家族交流会・他の家族の方々とお話ししてみませんか。
 - ・ 日時：第 4 金曜日 13：30～16：30
 - ・ 場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 5（練馬駅北口 1 分）です。
 - ・ 初めてのの方は事前にご連絡ください。
- 電話相談：精神障がい者相談員による電話相談が始まりました。連絡先は 8 ページをご覧ください。

- ・ 練馬家族会のホームページに是非お越しください。なお、URL は <http://www.nerima-kazokukai.net> です。今年からホームページに会報がアップされています。ご覧ください。
- ・ 会員投稿に関しては、法令、制度や固有名詞等以外の「障害」表記は原則として「障がい」または「障碍」とします。

練馬区平成 30 年度予算に係る要望書を区議会各会派へ提出

今年も予算要求が始まった。当会も、8 月 24 日の自民党、公明党を皮切りに以下の要望書を提出した。この後、8 月 28 日 民進党・無所属、都民ファーストの会、29 日 日本共産党と続きます。生活者ネットワーク、市民の声ねりま、市民ふくしホールム他には別途要望書を届けます。

前川区長が、8 月 21 日の区報巻頭で「障害者福祉は、私が行政に取り組む原点です。美濃部都政で福祉に従事したくて都に入り、・・・地域の方々とともに障害者福祉の充実を目指したい、23 区の先頭を切って走る区になりたい。」という力強いお言葉を信じて行きたいと思います。

番号	要 望 事 項
1	精神障害者にも身体障害者、知的障害者と同レベルの医療費助成をして頂きたい。 お陰様で、本件は平成 29 年 3 月 30 日の都議会で東京都連（東京つくし会）提出「マル障請願」が全会一致で採択され、現在、東京都福祉保健局医療助成課を窓口で平成 30 年予算化に向けて交渉中です。 本件に関し、家族会からの練馬区議会への陳情 82 号に対し、健康福祉委員会委員長報告の通り、練馬区本会議（7 月 7 日）にて「採択」されましたことお礼申し上げます。 （健康福祉委員会委員長報告【抜粋】） ・・・審査の結果、医療費助成については、東京都の制度であり、陳情 82 号の同願意の請願が平成 29 年度東京都議会第一回定例会で採択されている状況であり、<u>区として東京都に実施を働きかける必要があること</u>、<u>心身障害者福祉手当については、精神障害者への支援の考え方が入院から地域医療へと転換しており、地域での自立した生活を促すためにも、精神障害者も知的障害者及び身体障害者と同様に対象としていく必要があるとの点で意見が一致し、願意を了として採択すべきものと決定いたしました。</u>

2	心身障害者福祉手当の精神障害者への支給をして頂きたい。 上記 1 の心身障害者福祉手当については、家族会陳情の通り採択されましたが、支給対象者として精神障害者福祉手帳所持者三級までとして頂きたい。 必要予算（最大）：535, 866 千円（2, 881 人X186, 000 円） 練馬区の精神障害者保健福祉手帳交付件数（平成 27 年度） <table><tr><td>1 級</td><td>143 名</td><td>5. 0%</td></tr><tr><td>2 級</td><td>1, 483 名</td><td>51. 5%</td></tr><tr><td>3 級</td><td>1, 255 名</td><td>43. 5%</td></tr><tr><td>合計</td><td>2, 881 名</td><td></td></tr></table> 予算化に必要な予算（概算）一人当 15, 500 円/月 X 1 2 =186, 000 円。 他区の実施状況をみると、精神障害者保健福祉手帳 1 級に限定され、次の通り極めて限定的な人数になっています。 <table><tr><td>・品川区：45 人</td><td>8, 500 円</td><td>平成 27 年度</td><td>50 名</td></tr><tr><td>・大田区：30 人</td><td>4, 500 円</td><td>平成 27 年度</td><td>104 名</td></tr><tr><td>・杉並区：117 人</td><td>5, 000 円</td><td>平成 27 年度</td><td>102 名</td></tr><tr><td>・足立区：145 人</td><td>4, 000 円</td><td>平成 27 年度</td><td>173 名</td></tr><tr><td>・世田谷区：284 人</td><td>5, 000 円</td><td>平成 27 年度</td><td>150 名</td></tr><tr><td>・文京区：28 人</td><td>5, 000 円</td><td>平成 27 年度</td><td>28 名</td></tr><tr><td>・北区：155 人</td><td>10, 000 円</td><td>平成 25 年度</td><td>155 名</td></tr></table> 理由 練馬区では、身体障害者手帳 1・2 級（15, 500 円/月）及び 3 級（10, 000 円）、愛の手帳 1～3 度（15, 500 円）及び 4 度（10, 000 円）、脳性まひまたは進行性筋萎縮症、区の指定する難病の方に支給(15, 500 円)されていますが、「練馬区心身障害者福祉手当」に関しては、精神障害者は除かれています。 他区では、上記の通り支給されています。更に、本年 7 月 1 日付で北区でも「心身障害者福祉手当条例の改正」により精神障害者福祉手帳一級保持者へ 10, 000 円/月の支給が決まりました。	1 級	143 名	5. 0%	2 級	1, 483 名	51. 5%	3 級	1, 255 名	43. 5%	合計	2, 881 名		・品川区：45 人	8, 500 円	平成 27 年度	50 名	・大田区：30 人	4, 500 円	平成 27 年度	104 名	・杉並区：117 人	5, 000 円	平成 27 年度	102 名	・足立区：145 人	4, 000 円	平成 27 年度	173 名	・世田谷区：284 人	5, 000 円	平成 27 年度	150 名	・文京区：28 人	5, 000 円	平成 27 年度	28 名	・北区：155 人	10, 000 円	平成 25 年度	155 名
1 級	143 名	5. 0%																																							
2 級	1, 483 名	51. 5%																																							
3 級	1, 255 名	43. 5%																																							
合計	2, 881 名																																								
・品川区：45 人	8, 500 円	平成 27 年度	50 名																																						
・大田区：30 人	4, 500 円	平成 27 年度	104 名																																						
・杉並区：117 人	5, 000 円	平成 27 年度	102 名																																						
・足立区：145 人	4, 000 円	平成 27 年度	173 名																																						
・世田谷区：284 人	5, 000 円	平成 27 年度	150 名																																						
・文京区：28 人	5, 000 円	平成 27 年度	28 名																																						
・北区：155 人	10, 000 円	平成 25 年度	155 名																																						
3	福祉タクシー券を他の障害者並に支給して頂きたい。 また、リフト付きタクシーの予約、迎車に掛かる費用についても他の障害者と同様の扱いをして欲しい。 理由 現在、練馬区での福祉タクシー券の対象者は身体障害者手帳の障害種別（下肢機能、体幹機能、移動機能、視覚、内部障害）1～3 級、愛の手帳 1・2 度の方に 1 ヶ月 3, 500 円支給されていますが（所得制限あり）、精神障害者には支給されていません。 その他の福祉サービスの障害者間の格差については練馬区「障害者福祉のしおり」（平成 29 年 3 月版）168 頁～175 頁を参照されたい。																																								
4	家族会活動への支援に関するもの 日本での精神障害者の家族との同居率は 8 割を越えています。当事者の発病後すぐの家族は当事者に対して何をしたらよいのかわからず、その時に、大きな役割を果たすのが家族会の相談活動や家族同士の交流活動です。まさに社会の貴重な資源です。この活動を支えるためには人的、財政的支援が必要です。当面、練馬区の家族会活動を支える NPO 法人練馬精神障害者家族会への練馬区の補助金（現在年間 500 千円）を増額して頂きたいをお願いします。 当家族会は基本的には家族会員約 50 名によるボランティア活動により支えられており、理事 10 人の報酬はゼロで、年間 60 千円の交通費補助が唯一の人件費です。																																								

年間の収支は1,400千円前後で収支トントンですが、最大の支出項目は事務所家賃648千円（1ルーム5万円/月）で全体の47%を占めています。

収入面での会費収入391千円は家賃の60%しかカバーしていません。尚、当会の会員年会費は9,000円/一人は都内家族会では、平均6,000円から見て割高です。

ご参考：平成28年度家族会収支—単位1,000円

収入	会費	391	支出	教育・啓発	234
	補助金	720		家族支援	411
	その他	258		管理費	724（内事務所家賃 648）
計	1,369		計	1,369	

(注)災害対策上平成28年10月に現住所へ移転。移転費用378千円は計上していません。積立金を取り崩しました。

- 5 差別解消のための条例制定を検討していただきたい。差別解消に積極的に取り組む姿勢を打ち出して欲しい。
- 理由
- 練馬区における差別解消の取組の根拠として、区としての理念、区・区民・事業者の責務、推進体制などを明確にした条例の制定を求めます。
- 現在、次の自治体が条例を制定しています。
- 北海道、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、さいたま市、千葉県、富山県、山梨県、愛知県、岐阜県、奈良県、京都府、大阪府、明石市、和歌山市、松江市、徳島県、長崎県、熊本県、大分県、別府市、鹿児島県、沖縄県、八王子市、国立市、新潟市、別府市 以上28自治体（この1年間で倍近い自治体が条例を制定）。
- この外、手話言語条例／情報・コミュニケーション条例を制定している自治体が沢山あります。
- 練馬区では、障害を理由とする差別の解消に向けて、対応要領を踏まえ全庁的な取組を推進することになっていますが、本来は、障害者権利条約及び障害者基本法、障害者差別解消法、障害者雇用促進法全体を踏まえた取組が必須です。
- 地方自治法には、地方公共団体による、いわゆる 上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定 等を妨げ又は拘束するものではないことを周知することと規定しています。
- 特に注力したいのが、障害者間の制度上の差別解消について注力したいと考えます。
- 練馬区でも、昨年7月に障害者差別解消支援地域協議会が発足しました。国の職員（ハローワーク指導官）以下8つの障害者団体も入って合計24名の委員で年3回の会合で取り組もうとしていますが、差別解消の実効が挙がるか疑問です。なお、区側からは福祉部長以下5名が入っています。

医療法人社団一陽会

こころのクリニック石神井

当院は予約制となっております。

ご相談の際はまずお電話にてご相談ください。

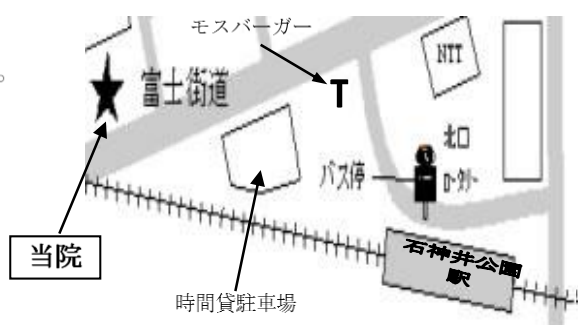
TEL:03-3997-3070

日曜・祝日・水曜日休診

〒177-0041 東京都練馬区石神井 4-3-16-101

●家族相談・精神保健相談

お気軽にご相談下さい



—練馬家族会勉強会—

精神科救急体制と地域移行支援について

日時：2017年6月23日（金）14:00～15:30

場所：区民・産業プラザ 3F ココネリ研修室 5

講師：大島貴臣氏

（慈雲堂病院 地域連携推進部 医療相談室長）

1. 練馬区救急医療体制—地域医療計画より

都における救急医療体制は、軽症患者に対する初期救急医療、入院を要する中等症患者に対する二次救急医療、生命危機を伴う重篤患者に対応する三次救急医療を基本に構成されている。初期救急医療は区が担い、二次救急医療および三次救急医療については都が担う。しかし、区内の平成23年の救急搬送患者数の約6割が区外の医療機関に搬送されている状況で、区内の救急医療体制の充実に努める必要がある。

1. 精神科の救急体制については上記とは別立て

精神科救急は、平成14年9月に東京都精神科救急医療センター（ひまわり）が設置され輪番制の行政による措置・初期・二次・身体合併症当番病院・連携病院が準備されるようになった。

① 精神科措置医療＝措置入院—次の3種類あり
措置入院とは、患者本人に対して行政が命令して入院させるもの。行政が病院に連れてくる前に

「通報」が必要で、●一般市民による通報●警察官による通報（精神保健福祉法24条）●検察による通報がある。関わった人が「精神疾患がありそうだし危ない、このままだと自傷行為や他害行為をしそうだ！」と判断した時に通報する。その後、精神保健指定医2名により「精神疾患があり、そのために自傷他害の危険性が高い」と診断される必要がある。この場合、病院と入院契約を交わすのは、患者本人でも家族でもなく、行政である。

② 精神科初期・二次救急＝平日の夜間及び土日祝日の受診・入院体制

当番病院は毎日変わるので、各病院では精神科救急の案内や入院の受付は行っていない。

精神科救急の利用を希望する場合は、病院に直接連絡するのではなく、精神科二次救急受付窓口

「ひまわり」に電話する。

ひまわり：電話番号 03-5272-0303

（受付 平日土:17時～翌9時 休日:24時間）

医療保護入院は、病状的な問題で患者本人に入院治療契約を交わすだけの理解力、同意能力がない場合に限って、家族等の保護者・扶養義務者の同意によって成立し、入院治療契約者は家族等の

保護者・扶養義務者になる（33条に規定）。

② 精神科病院入院者身体合併症医療

精神科病院入院中で、精神科以外の疾病が見つかった際に、対応可能な医療機関を東京都が調整する体制で、身体合併症の治療後は、依頼元医療機関に帰ってくる。合併症としては歯科・口腔外科が多いとのことで、慈雲堂病院には歯科もあり。

③ 地域精神科身体合併症救急連携事業

・都内救急指定病院と精神科医療機関との連携強化⇒入院の受入、救急病院側の精神疾患の対応力向上研修の実施

・2014年6月1日より、東京都のモデル事業として、成増厚生病院が精神科情報センターとなり練馬区を含め都内区西北部の入院時の病床の手配をする。身体疾患に罹患した精神科疾患患者が、地域で迅速かつ適正な医療が受けられる体制づくりを目的とした情報センターは、24時間365日板橋区、練馬区などの区西北部の連携病院からの問い合わせを受け入れる体制を整えている。

（注）メンタルケア協議会の見解によれば、東京都の情報センターを軸とした救急システムは、

「保護者同伴なし」のケース、身体合併症のケース、24条通報と医療保護入院の谷間に落ちるケースに対応できていない。即ち、東京都の行政救急（警察官24条通報 処理システム及び精神科救急医療情報センターを軸とするシステム）はあまり利用されていないことが分かった。

何故か：①電話での聴取に時間がかかる②当直医の判断の難しさ③搬送は家族が行うが、中々困難④入院後の事後措置が大変。—「東京都の精神科救急の現状と課題」（平成23年2月）

2. 東京都精神科医療地域連携事業（区西北部）を受諾—東京都からの受託事業—平成25年以来内容：①年2回の連携会議主催（板橋区、北区、豊島区、練馬区）メンタルヘルス公開講座開催③「いきいきハートねっと」（板橋・北・豊島・練馬各区の精神科医療機関検索サイト）の運営

3. 地域移行支援

・平成28年度までの5年間で、5年以上の長期入院者56名の地域移行に成功。

・退院者の入院期間：5年3ヶ月～55年1ヶ月、退院時の年齢：31才～91才

要諦は、地域移行機能強化病棟の創設とそのプログラム、病院家族会（現在60～70名）と地域（グループホーム10室＝滞在型、通過型あり、借上げアパート10室＝病院が仲介するので保証人不要）で支える体制である。（松沢）

きらら風便り

豊玉障害者地域生活支援センター所長

菊池 貴代子氏

きらら運営委員会 ～ある日の風景～

練馬家族会のみなさま、こんにちは。

本号では、きららの運営委員会について紹介します。今年度の運営委員会は、2年間の任期で、きららメンバー・練馬家族会・家族・ボランティア・地域の商店会・医療機関・行政・社会福祉協議会の11名の参加で2か月に1回開催しています。運営委員会では、きららの事業計画や推進、運営に関することを協議しています。

7月の運営委員会では、事業報告・協議の後、『きららがどう生まれてきたか、きららの歩みをもう一度振り返り、これからのきららについて語り合おう』と、運営委員とスタッフ（職員）が円座になって懇談しました。「きららが始まって13年、最初きららを作るとき、今のような形で地域の商店会等のお祭りに参加する日が来るとは思わなかった。今は、地域行事に参加することが当たり前になってうれしい」という、委員長の言葉から始まりました。

きららは、1999年9月からの「練馬区に生活支援センターを作る会」の活動が実を結び2003年12月に開設しました。家族会の方々が地域の商店会で食事や買い物をして商店との親交を深めたこと、商店会の方々が他区のセンターの見学に行き勉強したこと、一番理解が深まったのは「つつじ祭り」の会場整備で活躍する当時者の姿であったこと等、様々な思いをお聴きしました。その時のつつじ祭りで販売した筍が、きらら広報紙の名称「たけのこ」に、すくすく育った竹が商店会の七夕飾りとなり、地域のこどもたちの願いの短冊で

彩られるようになりました。

家族からの「その時〇歳だった子が△歳になった。きららもそれだけ成長している。」という言葉を励ましに、当時の思いを次世代に伝えて、メンバーとともにきららを守り成長していきたいと気持ちを新たにしました。

☆お知らせ☆

【練馬大鳥神社の酉の市】

おしるこ・いそべ焼きの販売をします。

11月6日（月）、30日（木）

12:00～売り切りまで

場所：イナリヤ看板下付近

《平成29年度東京つくし会(東京都精神保健福祉会連合会)評議員会が開催されました！》

日時：平成29年6月22日(木)10:00～12:00

会場：世田谷区立烏山区民会館 3階集会室
東京都内 52家族会の評議員が出席しての総会です。

東京つくし会真壁会長の開会挨拶に続き、来賓の東京都精神保健医療課長、4都議団他の方々から祝辞挨拶の後、マル障対象者拡大に関する決議採択が会場全員一致で決議され、議事に入りました。議長の選任、定足数の確認等がなされ、1号議案から5号議案まで全て承認され、議長解任の宣言の上滞りなく終了しました。

尚、東京つくし会創立50周年記念式典・祝賀会が2018年2月23日(金) 中野サンプラザで執り行われます。ご期待ください。(H.S)

～心の扉を開く医療がここにはあります～

都市型病院を
目指す



医療法人財団厚生協会

大泉病院

《診療科目》 精神科・神経科・心療内科・歯科

〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町 6-9-1

Tel・03-3924-2111（代表）

Fax・03-3924-3389

★診療について★

受付 午前9:00～11:30 午後1:00～3:00

診療日 月曜日～土曜日（水曜日は午前のみ）

休診 水曜日午後、日曜日、祝祭日、年末年始

受付時間内は、経験豊富な専門医が常時2～3名担当しております

第2日目 医療機関におけるリハビリテーション

日時 2017年7月20日(木) 14:00～16:00

講師 大泉病院 作業療法士 菊池香菜子氏(作業療法) 山崎崇司氏(デイケア)

作業療法の作業とは、日常の身の回りの事、家事、仕事及び趣味等を含めて人が行うすべての行為をさし、それを通じて回復を支援していく事が作業療法である。作業療法の目的は、生活機能をアセスメントすることと生活に必要な作業ができるようにすることを目的としている。

作業療法の治療は第一は人である。当事者や関わるスタッフを含めてどういった仕組みで行っていくのか。第二はどんな作業を通じて治療を行っていくのか、目的、種類、どんな結果を目指して行っていくのか。第三は場所と時間で、どのくらいの時間で、どのタイミングで、どのような作業でおこなうのかである。最初は本人が取り組みやすい作業を、好きな時間帯でやってみる。回復の過程で、集団と関わっていくようにすると複雑な過程を経るようになる。

回復時期に応じてリハビリの目的が変わってくる。亜急性期では医学的側面におけるリハビリを行い、病的状態からの早期離脱であり、回復前期は個人的側面におけるリハビリで心身の基本的機能回復。回復後期では生活的側面におけるリハビリで、その人の自律と適応のための援助が中心になる。重要なことはその人がどの状態にあるのかを把握することである。その人の過去の環境や経験等の生活背景を確認し、今どんな状態であるのか、作業をとおしてどんな感じで体験しているのかを把握する。そして今後の現実生活に向けて本人の目標や希望を把握する。このように本人の過去・現在・未来を作業療法を通じて繋げていき、作業が「意味のある経験」として蓄積されていくことが大事である。

もう一つ大事なことは、本人の主体性の確保である。ここでの主体性とは、自発的・能動的で自分から何かに取り組む姿勢である。このためには行動から選択・判断・自己決定の機会を提供し主体性を保証していくことが重要である。この過程で本人の成功体験・達成感や有能感を感じてもらい次への行動に繋がっていくというステップを踏むことができる。このようにステップを踏んでいき、成功体験を重ねていくことが大変重要である。

作業活動としては、例えばストレッチ、塗り絵、書道、園芸等様々な作業があり、それらの作業を通じて現実感、認知機能の賦活や基本的生活リズムの回復等の効果が得られる。

リカバリーとは病気による制限がありながらも満足で、希望にあふれた生活や充実した人生を送れるようになる事である。また、精神疾患の深刻な影響の中で人生の意味や目的を見出すことでもある。精神疾患からのリカバリーは、単に疾患自体からの回復以上のものである。作業療法はこのようなりカバリーを達成する療法であるといえる。

次にデイケアについて説明する。デイケアとは外来患者を対象に看護師、作業療法士、ソーシャルワーカーや臨床心理士らによって、日中に集団精神療法、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導などを行うものである。

その目的は、第一に集団を単位として社会生活機能の回復を図ること、第二に社会で生活する技術と知識を身に付け、社会参加を容易にしていくことである。

集団で行う事の良さは以下のことがあげられる。

- ① 受容体験 受け入れられたという事が信頼関係の原点になる
- ② 安心感 不安や緊張感を持たずに集団内での安心感を体験できる
- ③ 現実体験 活動で心身を使い現実感を感じ、他者との距離感を体験する
- ④ コミュニケーションの促進 自然なコミュニケーションを図れる
- ⑤ 共有体験 他者との役割関係の持ち方などを関わりの中で学ぶ
- ⑥ 学習の機会 他者から情報を得たり、行動を模倣することができる
- ⑦ 回復過程の確認 関わりの中で自分のおかれた状況や回復の過程の振り返りを確認する機会として
- ⑧ 障がいの受容 自分の能力の状況を知る機会として

次にデイケアの機能と役割について述べる
第一に規則正しい服薬・再発の早期発見と対応ができ再発・再入院を防止できる。第二にデイケア内からデイケア外、そして多方面に友達作りができる。第三に今ある能力の確認・維持そして生きがいづくりをすることによって社会参加の促進ができる。最後にご家族の精神衛生効果があるのでご家族の支援に役立つ。デイケアの効能については以上のようなことが言える。(文責 HK 生)

《夏の食事会に参加して》

日時：2017年7月30日（日）

場所：光が丘区民センター 2階 調理室

今年も夏の食事会が開かれました。当事者6人を含めて14人の参加があり、和気あいあいと楽しい食事作りでした。

久しぶりにお目にかかり有難うございました。心のこもったスパゲッティ、五目ずし、ゼリー等、皆さんの心のごちそうにも幸せを感じつつ、またお目にかかれます日をたのしみに帰路につきました。（H）

真夏にふさわしいちらし寿司と冷パスタのメニュー。どちらも美味しくさっぱりといただきました。下準備をしてくださっていたおかげで、スムーズに時間内に出来上がり嬉しく思いました。

せっかくお会いできたのもう少しお話ししたかったです。（YU）

恒例の夏の食事会に出席しました。しばらくお会いしていなかったご家族のお顔もみられて、お元気なご様子に嬉しくなりました。家族も年を重ねて体力も衰えてきていますが、頑張っている皆様にお会いすると、又元気ができます。

今回はパスタ、ちらし寿司、それに特上の美味しいデザートつきで満腹でした。

食事を共にして心休まるひとときを過ごすことができました。食後の後片付けに気をとられ、皆様とゆっくり歓談することができず、少し心残りでした。

久しぶりにお会いした方々のお話も次回は伺いたいと思っています。（K）

この度も工藤さんから何度もお誘いの電話を頂きましてありがとうございました。また、娘のお休みに合わせて下さりまして、皆さまに感謝恐縮でございます。娘もお蔭さまでお好みの具沢山で冷麺パスタ、美味しくできたこと喜んでいました。

皆さんに優しく温かく見守ってくださるなか幸せを感じました。

ちらし寿司もととても美味しくいただきました。ありがとうございます。（KK）



2階調理室はどこかしらと思いながらまいりました。初めからの参加は初めてです。参加人数もはっきりしていない様で、食材の準備が大変な苦勞と実感いたしました。

冷製パスタ、ちらし寿司のメインメニュー。ちらし寿司の具の味付けがよく、冷製パスタは種々のトッピングが楽しめ、おいしくいただきました。特にデザートของゼリー、たくさん作ってお持ちいただき感激です。残ったパスタは持ち帰り主人、娘とおいしくいただいた事ご報告しておきます。

食事の後に何か・・・例えば当事者の音楽の実演または社会参加の実情報告など・・・と思いました。次の機会には娘と一緒に参加したいと思います。（YT）

寄り添う 心と ころ

精神科急性期治療、高齢化社会に対応した認知症治療病棟
専門医師とスタッフたちが愛情込めて適切に対応します

（交通のご案内）

武蔵関駅(西武新宿線)より 徒歩15分 又は関東バス「荻窪駅行き」「三鷹駅」にて

慈雲堂前下車徒歩3分

大泉学園駅(西武池袋線)より 西武バス「吉祥寺駅」にて関町北一丁目下車徒歩10分

（診療科）

精神科 内科

（併設など）訪問看護ステーション 精神科大規模デイ・ケア/デイナイトケア



♡♡ ここは 武蔵野サンクチュアリ ♡♡

医療法人社団じうんどう 慈雲堂病院

院長 田 邊 英 一

東京都練馬区関町南4-14-53

〒177-0053 Tel. 03(3928)6511

homepage: <http://www.jiundo.or.jp/>

グループホームまいとりい

NPO 法人練馬家族会 入会のお誘い

- ・隔月 1 回発行する会報をお届けします。
“みんなねっと”をご希望の方は事務所までご連絡ください。
- ・毎月行なわれる交流会、勉強会及び、福祉施設見学会（年 2 回）、講演会（年 3～4 回）にご参加いただけます。
- ・その他、随時おこなわれる行事には家族揃ってのご参加をお待ちしています。

- ・会 員：年会費 9,000 円（個人、但しお支払い方法は一括払い、4,500 円の 2 回分割払いでも結構です）
 - ・賛助会員：年会費 3000 円（団体可／一口）
- <振込先>
三井住友銀行 中村橋支店
普通預金 口座番号 1588974
口座名義：特定非営利活動法人練馬精神障害者家族会

NPO 法人練馬家族会 10・11 月スケジュール

■10 月 14 日（土）14：00～17：00

2017 年度第 5 回運営&理事会

場所：NPO 法人練馬家族会事務所

■10 月 27 日（金）13：30～17：00

2017 年度第 7 回練馬家族会交流会

場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 5

■11 月 11 日（土）14：00～17：00

2017 年度第 8 回運営&理事会

場所：NPO 法人練馬家族会事務所

■11 月 24 日（金）13：30～17：00

2017 年度第 8 回練馬家族会勉強会・交流会

場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 5

「成年後見制度と遺産相続～豊富な事例をあげて～」

講師：井上 雅夫氏（東京家裁調停委員）

区内各保健相談所「家族の集い」10・11 月スケジュール

※初めての方は、事前に、各保健相談所の家族教室担当保健師か、地域の担当保健師にご連絡ください。

10 月 11 日（水） 11 月 8 日（水） 14:00～16:00

光が丘保健相談所 光が丘 2-9-6 電話 03-5997-7722

10 月 13 日（金） 11 月 10 日（金） 13:30～15:30

関保健相談所 関町東 1-27-4 電話 03-3929-5381

10 月 17 日（火） 11 月 21 日（火） 14:00～16:00

北保健相談所 北町 8-2-11 電話 03-3931-1347

10 月 17 日（火） 11 月 21 日（火） 14:00～16:00

大泉保健相談所 大泉学園町 5-8-8 電話 03-3921-0217

10 月 23 日（月） 11 月 27 日（月） 14:00～16:00

石神井保健相談所 石神井町 7-3-28 電話 03-3996-0634

10 月 30 日（月） 11 月 27 日（月） 14:00～16:00

豊玉保健相談所 豊玉北 5-15-19 電話 03-3992-1188

—精神障がい者相談員が電話で相談を伺います—

・練馬家族会事務所への電話相談： 電話番号 03-3994-3382 火・水・金 13：30～16：30

・携帯電話への相談： 松 沢 勝 070-4097-2801 月～金 10：00～17：00

響田 英夫 070-3975-9372 同上 渡邊ミツ子 070-3965-8791 同上

工藤 邦子 070-3991-4924 同上 ・携帯電話は受信専用になっていることをご了承下さい。

—練馬家族会の 11 月勉強会—

「成年後見制度と遺産相続

～豊富な事例をあげて～

日時：2017 年 11 月 24 日（金）14：00～16：30

場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 5

講師：井上 雅夫氏

（年金トータルサポート・コスモ会員・東京家裁調停委員）

“親亡き後”を考えていらっしゃる方、ぜひご参加下さい

—施設見学のお知らせ—

ワークショップ石神井（就労継続支援 B 型）の見学を、11 月平日・・・計画中です。多数のご参加をお待ちしています。

—みんなねっと岡山大会—

～みんなで一緒にやろう！

地域を変える「特区」づくり～

2017 年 10 月 19・20 日（木金）

大泉学園北口徒歩 3 分

医療法人社団地精会

大泉 金杉クリニック

神経科・精神科・心療内科

～精神科デイケア・ナイトケア・訪問看護～

<http://www.kanasugi-clinic.com>

TEL 03-5905-5511（予約制）

練馬家族会 会報 2017 年 10・11 月号

2003 年 11 月創刊 通巻第 165・166 号

発行日：2017 年 9 月 20 日

発行所：特定非営利活動法人

練馬精神障害者家族会 事務局

〒176-0012 東京都練馬区桜台 1 丁目

6-3 吉村ビル 303

発行人：NPO 法人練馬家族会

編集：NPO 法人練馬家族会

編集委員会